

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		令和2年度 第3回川西市景観審議会	
事務局(担当課)		都市政策部 都市政策課	
開催日時		令和3年1月8日(金) 午前10時~午前11時50分	
開催場所		オンライン開催 (川西市役所 4階庁議室 他)	
出席者	委員	澤木委員、平田委員、中江委員、森畠委員、栗山委員、李委員、黒坂委員	
	事務局	松井・篠崎・宇野・大宮・福丸	
	関係人		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		議 題 (1) 議案第1号 黒川地区における景観形成重点地区の指定について (素案審議)	
会議結果		(1) 議案第1号 審議経過のとおり	

## 審 議 経 過

事務局	<p>只今から令和2年度第3回川西市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>あらかじめお断りしておきますが、議事進行記録のため、録画させていただいていることをご了承願います。</p> <p>私、本日の司会進行をさせていただきます都市政策部の篠崎と申します。よろしくお願いいたします。今回は、新型コロナウイルス感染防止のため、オンライン開催とさせていただきました。事務局としましても操作に不慣れでご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず初めに、開会に当たりまして、都市政策部長の松井よりご挨拶を申し上げます。</p>
事務局	<p>新年あけましておめでとうございます。都市政策部長の松井でございます。</p> <p>年始めの審議会ということで、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、年初のご多忙なところ、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から本市のまちづくりへのご支援、ご協力を賜り、この場をお借りして、お礼申し上げます。</p> <p>昨年、春から広がりはじめた新型コロナウイルス感染症は、これまでに経験したことのない流行となり、市民生活や社会経済活動に大きな影響を与え、未だ終息が見通せない状況でございます。</p> <p>一方で、コロナ禍は社会を変革する契機ともなり、新しい暮らし方、仕事の進め方が求められるようになりました。本市におきましても、感染拡大の防止、市民生活の安全・安心の確保に努めており、本日の景観審議会についてもオンラインで開催させていただいたところでございます。このような形での開催へのご協力に感謝申し上げますとともに、操作など手間取る点もあるかと思いますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。</p> <p>さて、本日は「黒川地区における景観形成重点地区の指定について」ご審議いただきます。黒川地区につきましては、昨年、「黒川を中心としたまちづくり方針」を策定するとともに、市街化調整区域である黒川地区において地域の課題に対応した新たな土地利用を可能とする「特別指定区域制度」を創設し、地域の活性化を図ろうとしているところです。</p> <p>今後は、黒川地区の活性化に向けた様々な取り組みに伴う建築行為も予想され、これらの取り組みを進めるにあたって、黒川地区の魅力を地域内外で共有し、景観を保全していく上で、今回の景観形成重点地区の指定は重要なものと考えているところでございます。</p> <p>最後になりますが、新しい年が、委員の皆さんにとって素晴らしい年となることを祈念いたしまして、甚だ簡単ではございますが、新年のご挨拶とさせていただきます。本年もよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員の出席についてご報告させていただきます。委員7名のうち、本日出席いただいているのは7名でございます。従いまして半数以上の出席を得ておりますので、川西市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、本日、傍聴の方が1名来られています。傍聴の許可をしたいと思いますが、皆さまよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

事務局	<p>全員異議なしということで、傍聴を許可させていただきます。  それではこれより、議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>本年もよろしくお願いいたします。  それでは、議事進行させていただきたいと思います。  今回は初めてオンラインでの開催ということでございますので、議事に入る前にオンライン開催を円滑に行うために、会議の要領について簡単にご説明させていただきます。  まず、発言する時以外はミュートにさせていただいて、発言される際にミュートを解除して、発言が終わられましたらまたミュートに戻していただくようお願いいたします。  2つ目は発言についてですけれども、発言される際は、画面下の発言ボタンをクリックしていただくか、カメラの前で挙手いただき、ご発言の意思表示をお願いします。そして、私の方で指名させていただきますので、ミュートを外してご発言をお願いします。  3つ目は通信障害等が起きた時の対応についてでございますが、会議公開運用要綱というものがございまして、それに基づきますと、音声を送受信できなくなった時刻から一定時間再入室できなかった場合には、退出されたものとみなされるということでございますのでご承知おきください。通信障害が起きた場合はどう対処するのかということがありますけれども、今のところ順調につながっているようなので、このまま会議を維持できるかと思っております。  以上3点、各委員の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは議事の方に入りたいと思います。  議案第1号、黒川地区における景観形成重点地区の指定について、まずは事務局の方から説明をいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>(事務局 説明)</p>
会長	<p>今回、ガイドラインという形で作成していこうということで大分詳しいものを作っていると思いますので、これに関しての意見交換が中心になると思います。  まず初めに、今後のスケジュール等、全体の進め方につきまして、ご意見、ご質問をお受けして、その後でガイドラインの方に移らせていただきたいと思います。全体のスケジュール等についてご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>今回、ご意見いただいて、もう一度2月の下旬に最終答申という形で審議会を開く予定です。その間にもう一度住民説明会を開く予定でしたけれども、新型コロナウイルス感染予防のため地元の方から控えて欲しいというご意向があったということで、縦覧だけになるということでしたけれども、その辺り、ご意見ご質問はよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>住民説明会を3回開催して、アンケートを行った結果を資料4にまとめていただいておりますが、反対のご意見も見られることが懸念されます。この状況において、縦覧で済ませても大丈夫なのか、大分心配であります。</p>

事務局	<p>反対のご意見はあります。やはり新たに規制を作るというものになりますので、従来住んでおられた方からは、マイナスに取られてしまうこともあるかと思えます。</p> <p>ただ一方で、これから黒川を盛り上げていこうという機運に対して、一定里山と集落の景観を守っていかなくてはなりませんので、縦覧手続きの前にもう一度、制度概要は景観自体ガチガチに固めたルールではないということをお知らせして、一定の理解を得たいと思っております。</p>
会長	<p>説明がなかったのでお聞きしますが、資料4の7ページに景観形成ガイドライン全般に関する自由意見が書かれおり、ここにいくつかの反対方向の意見が出ていますけれども、これらに対する対応は資料4の9ページに全て記載されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>説明は省略しましたが、それぞれの意見に対してどのような対応を取るかについては9ページに記載しております。住民の方々にはこれを合わせて配布して、理解をいただきたいと思っております。</p>
会長	<p>この対応表を見ると、反対方向の意見に関しては縦覧前に補足資料を配布しますといった記述が見られますが、これは具体的にどのようなものになりますか。</p>
事務局	<p>具体的にどのような資料になるかはまだ詳しくは決まっていらないのですが、何かをする際には景観の届出が必要であり、そのルールの内容は、基本的に集落と里山の景観と調和した内容で計画してくださいということで協議を詰めていくようなものかと考えておりますので、そこをきちんと示すような資料を作りたいと思っております。</p>
会長	<p>スケジュール的には縦覧までそんなに時間がないと思っておりますので、しっかり作成して説明していただきたいと思えます。</p>
委員	<p>アンケートの配布部数が50部というのは、その集落に住まれている住民と、そこで商売をされている法人の全戸配布と思っておりますが、良いですか。</p>
事務局	<p>その通りです。全ての世帯と全ての法人を網羅するように配付しております。</p>
委員	<p>ここは集落なので、住民の方同士がよく知っている顔見知りの間柄だと思います。都心と集落の違いというのは、都心部では近所の方が全て顔見知りではないので、反対票についても誰が反対しているのか分からず、匿名性があります。しかし、このような全ての人々がほぼ顔見知りの地域においては、母数が少ないので、反対の意見を示されている方がどのような人たちかということもおそらく集落の中では認知されていて、今後、景観まちづくりという活動に進んでいく時に、反対の方々のご協力を得られないことも予測されます。ですから、この最初の段階で賛同を得られるように、しっかりと説明をすることがとても重要だと思います。</p> <p>最初でつまずくと、今後、どのような活動をして、やはり理解を得られないということになってしまいますので、私はそこを懸念しております。都会とは違い、反対意見を持たれている方がまちづくりの中心人物になり得る方になると思われますので、しっかりと説明をして、理解を進めていただけるように力を入れる必要があるかと思えます。</p>

事務局	はい、分かりました。
会長	<p>反対されている方が分かっているならば、個別に説明に行くことができると思います。趣旨や内容が十分ご理解いただけていない中で反対意見を言われているのか、分かっているが反対されているのか、その辺りの事情もありますので、色々策を尽くすことができると思います。</p>
委員	<p>今の話に関連して、資料4の9ページの意見に対する対応につきまして、「景観重視だけでなく、住民が満足できる住空間となるように考えて進めてもらいたい」というご意見に対して、「景観以外については、自治会要望や「黒川まちづくり方針」での対応になります。」と書かれております。</p> <p>前回の審議会の時に私の方から意見をさせていただきましたことが、資料1の項目13に住宅の使い方の把握という言葉でまとめられており、私の意見に対しての対応としては、これまで市が行った調査で分かるとの回答をされています。要は建物の用途を調べられたということなのですが、私が前回の審議会で意見として申し上げたのは、住民がどのように使うかという話をしっかり聞いた上で、それぞれの使い方にちゃんと対応できますよということを理解いただかないと難しいのではないかとということだったのです。住民の方々が現在持たれているそれぞれの生業、そしてこれから例えばまちづくり方針に示されているような活性化に向けてしていきたいと思われていること、何か新しい商売をされようと考えている、或いは自分の敷地の中での新築や増改築の予定を把握した上で、それらの行為は今回のガイドライン等が阻害しない、むしろそういったものを良くするためにあるという説明をし、理解を得て欲しいというのが前回申し上げた意見の主旨だったので、そして、まさしく私の懸念していたご意見が出てきております。</p> <p>今回の対応としては担当ではないというような回答をされているように思いますが、その点について、これらの意見はアンケートの回答のみなのか、直接伺われたことなのか、直接の質問であればどのように答えられたのか、そういった聞き取りの状況と説明の状況をまず教えていただき、この対応で本当に良いのか、そしてこの対応のまま縦覧に入っているのかということについてお伺いできればと思います。</p>
事務局	<p>こちらの理解ができていなかったことにつきましては、反省をしたいと思っております。</p> <p>これらの意見につきましては、アンケートに記載されたものになります。今回のこの意見につきましては、アンケートには記名がありましたので、どなたのご意見かということも把握しております。</p> <p>住民が満足できる住空間ということですが、これから黒川においてまちづくり方針でもう少し立地の状況を緩和していった時にこのような事業がしたいという要望は、黒川の土地利用計画の立地規制を緩和する部局で集計しております。今回の景観のルール自体が、何かこうしたいという住民の要望を阻害するような景観ルールの構成にはなっていないのではないかと考えております。</p> <p>ただ、そのことについて理解を得ないといけないと思っておりますので、この意見を出された方に対しては、個別に丁寧な説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから9ページにあります対応につきまして、まだ住民の方々には配付しておりませんが、書き方につきましては見直したいと思っております。</p>

委員	<p>個別に対応できるのならそれが良いと思いますが、その際に、冒頭の説明で他の部署と連携していくとおっしゃっていましたので、他の関連部署の方にも一緒に説明に行っていた方がいいと思います。市が連携して本当に黒川を良くしていくという動きを一体化して行っていないと、住民の方々はなぜそれぞれの部署と話していかなくてはならないのだと思ってしまいかねません。住民の方からすると、市役所は1つのものとしてしか認識されておらず、どの部署かというのはあくまで市役所内の問題であって、住民の方にとっては関係ありません。</p> <p>このご意見を発せられた方だけではなくて、他にもアンケートであまり賛成の意見を示されていない方については、きちんと説明をしていかないと、理解はあがっていかないのではないのでしょうか。そして、ガイドラインを制定したとしても、その後の運用において協力が得られないのではないかと懸念されます。</p> <p>住民の方々に根本的なところをご理解いただいて、それから進めるという手続きが、十分になされていないようにアンケートから読み取れますので、資料4の項目に対しての対応は、この意見だけではなくて他の反対のご意見についても、他の部署と一緒に外向いて丁寧に対応していただくことが、この景観並びにまちづくりの運用について、住民の方々が積極的に取り組んでいただくということの基礎になっていくのではないかと思います。ぜひ、その辺りを丁寧に行っていただきたいと思ひますし、その先にしか縦覧はないのではないかと思います。今、このまま縦覧に入るとするのは、先程ご指摘のありましたように強く懸念するものがあります。</p>
事務局	<p>各部局と連携して、一緒に訪問して説明するという対応を取らせていただきたいと思ひます。</p> <p>縦覧手続きにつきましては、一度検討はしますけれども、市の広報誌で既にお知らせしているという状況であります。ただ、縦覧手続きで意見がなかったから、以降の意見について受け付けませんという訳ではなく、そこについては丁寧に対応していきたいと思ひます。</p>
会長	<p>よろしくお願ひいたします。 その他、いかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、ガイドラインの内容、特に資料2についての意見交換をしていきたいと思ひます。 何かお気づきの点、ご意見ご質問がありましたらお願ひします。</p>
委員	<p>まず、今回の黒川地区の景観形成重点地区の指定について、2年前に決めた景観計画との位置関係なのですが、景観計画が総論だとすれば、今回の黒川地区については各論という位置付けでよろしいでしょうか。事務局の説明では整合性を取っているとありましたが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>確かに、景観計画で既に黒川地区は重点地区として検討しますという位置付けはされています。ですから今回の指定は各論であるかと思ひます。</p> <p>景観計画では黒川地区は自然景観区域、集落景観区域という位置付けをされていますので、それについてはきちんと整合していますということで整合という言葉を使いましたのでご理解いただけたらと思ひます。</p>

委員	<p>そうしましたら、今回の黒川の景観形成重点地区の指定につきましては、より詳しいものということですね。分かりました。</p> <p>それでは、先程のところでも共通した提案があるのですが、景観形成の基本方針や景観形成基準の解説等、景観に関することの説明は、文章よりも絵や写真がたくさんあった方が分かりやすいと思います。例えば建築であれば建築の各部分をイラストで描いて、黒川地区には多様性がありますとか一目で分かるような見せ方の方が、皆さんが分かりやすいかと思います。</p> <p>先程のアンケートのことで色々議論がありましたけれども、アンケートの内容を見ますと、普通の方では理解できないような内容が結構あると思います。そのようなことも含めて、説明の仕方によっても大分変わってくるだろうと思いますし、今回は景観形成重点地区の指定についてのアンケートであるのに、全く違うことで反対をされている方もいらっしゃるのではないかと感じました。ですから、もう少しビジュアル化した方が良いでしょう。</p>
事務局	<p>前回の審議会の際に、景観形成のイメージがあった方が良いでしょうのではないかというご意見がありましたので、24、25ページに写真を追加して少し理解を得やすいようにさせていただいたのですが、もっと写真があって細かい方が良いでしょうというご意見ですので、そこは検討したいと思います。</p> <p>住民意見の話につきましては、確かに専門的な話になってしまっているので、理解しにくいかと思います。そこは、丁寧に、ご理解いただけるような資料を作って配付できるようにしたいと思います。</p>
委員	<p>4-1「景観形成基準」のところは全て文章で書かれていますが、ここは写真だけでは足りないのではないかと考えています。建築物等のところで、規模や形態・意匠が書かれていますが、これは黒川地区の典型的な建築物になりますので、これをイラスト化して、例えば屋根に関しては入母屋が多いですといった説明の仕方が分かりやすいと思います。</p> <p>次に景観の助成の話なのですが、今のところ市は考えていないという答えをされていますけれども、他市では細かく助成の基準が書かれていて、例えば茅葺き屋根の吹き替えに対しては経費の3分の1以内かつ限度額が20万円という内容になっております。一度そのようなことも検討していただけないでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、景観形成基準の話なのですが、資料3の方に景観形成基準の解説を作成しております、これは住民の方々に理解を得やすいように各基準の内容とその解説とイメージする写真を添付して配付させていただいています。イラストはないのですが、このような資料と合わせてイラストを追加するかどうかにつきましては、少し考えたいと思います。</p> <p>それから助成の件ですが、過去に助成の予算要求をしたのですが、財政的に厳しいということで切られたという経過があります。その中で、今後、黒川地区だけというのは少し難しい話かもしれませんが、市内全域で例えば景観形成重要建造物に指定した際の助成ができないかについては、今後、検討していかなくてはならない課題だと考えております。</p>
委員	<p>次にビューポイントのことにつきまして、ビューポイントが決まったということでしたが、この6か所のビューポイントと観光のコースとしてつないで開発していくというのはいかがでしょうか。</p>

事務局	現時点では、景観の形成基準を考える上で眺望点というものを設定して考えていきたいということでビューポイントを決めているだけになっております。ただ、来年度に市の観光部局が作成する観光マップに今回の景観ビューポイントを掲載していくなどの調整をしております、観光ルートにつきましては観光部局との協議になりますが何かしらの連携はしていきたいと考えております。
委員	分かりました。
会長	資料3につきまして、参考の欄には空欄が多いですが、これから書かれていくということでもよろしいでしょうか。
事務局	空欄のところは、検討します。
会長	それから、これらの写真が良い方なのか悪い方なのか、どちらなのか分かりにくいものもまじっていますので、その辺りを精査していただきたいと思います。この資料3はガイドラインの別冊として使われていくというイメージでもよろしいでしょうか。
事務局	理解していただきやすいよう、資料として何かしらの形で表示していきたいと考えております。
会長	その他、ご意見ご質問はありますか。
委員	アンケートの話ですが、ここの住民の方とこれに関係した法人の方が対象であったということでしたが、これらの比率はどうなっていますか。また、その中でも建物の用途の中で、一般住宅、農家住宅、その他旅館とありますが、例えば農家住宅の方は賛成が多いとか、一般住宅の方が建物の景観が厳しい話はちょっと反対があるとか、何か分かりますでしょうか。
事務局	建物の用途ごとにどのような意見があるのかにつきましては、分析はしておりません。内訳としましては、アンケートの配付が50部です。そのうち自治会に加入されている方が35世帯です。法人は能勢電鉄と妙見山頂上にあります能勢妙見山という宗教施設の2社になります。それ以外につきましては、自治会に加入されていない方になりまして、各戸配付させていただいております。
委員	ヘリテージの方から申しますと、例えば農家住宅というのは今まで景観を作ってきた歴史的な民家に住んでおられるのかと思います。そのような方が賛成されているのか反対されているのか、新しく入ってこられた一般住宅の方が賛成されているのか反対されているのか、住民の方がどのように考えているのか、守っていききたいのかを分かっておきたいのですが、その辺りの資料は残っているのでしょうか。
事務局	資料としては出てこないです。一般住宅の方がどのように思われているのか、農家住宅の方がどう思われているのか、そのような住宅用途の違いでそれぞれの意見を把握というよりも、住まれている方に対してどのようなご意見をお持ちなのかという視点でアンケート調査を実施いたしました。

<p>会長</p>	<p>原本はありますので、その辺りを少し見ていただいて、縦覧の前に説明する際に配慮をしたり、今後の運用の際にもそのような知見を持っておくというのは大事になりますので、もう少しアンケートを見ておいていただければと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>細かい文言や表現についてはいくつかありますが、それは会長一任で事務局と修正させていただきます。</p>
<p>委員</p>	<p>景観のイメージになるような写真やイラストが少ないのではないですかというご意見に関連しまして、住民の方も含めて、設計する方が黒川で建築物を作るにあたって、イメージをやすくしましたと書かれていますが、設計する側に立った時にこれはあまり分かり易くなっていないと感じています。どのようなところかと言いますと、良いイメージの写真しかありませんので、出来上がりをイメージした写真は多いのですが、例えば赤色でマンセル値の彩度が一番高い数値で作った場合どうなるか、また赤色を屋根に使う場合と壁に使う場合ではイメージが全然違いますし、ここで許容されているものを全部使用したらかなり派手なものになります。また、彩度としてはおさえていても面積として大きければかなり影響が大きなものとして見えますし、まちなかの景観と違い、ビューポイントから見下ろした時に、屋根はものすごく目立ちます。そういったものに対しても、どういった風に見えるのかシュミレーションされていないので、住民の方にとっても、どういった景観になっていくのか分かりにくいと思いました。</p> <p>要は、このような風になった方が良いですよねということももちろんなのですが、景観のルールがないとこのように景観が変わっていってしまいますけれども、どちらが良いでしょうということを示していかないと、分かりにくいと思います。</p> <p>また、資料3にマンセル値の表を貼っていますが、これでも分からないと思います。マンセル値の規制数値についても、実際の建物の色としてはどうなのか、面積が大きいところの赤色ではとても赤くなってしまいます。例えば屋根だけでも黒に近い色に抑えておかないといけないのではないかとか、この地域に合ったものを住民の方に理解していただいて、このような景観にしていきませんかという提案になっておかないと分かりにくいと思いますし、今の示され方では、設計する側にもここまでは良いというのが全然分かりません。そこがとても懸念されますし、先程から言われているように住民の方の理解とも関連して説明が不足しているのではないかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>そのような視点で作成できてなかったと思います。実際に設計する側からすると、どこまでできるかという示し方について資料を追加したいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>設計者の方だけではなく、特に住民の方々に、このようなことまではできますし、逆にこういったことになったら全体的なイメージが悪くなって困りますよといったことを丁寧に説明して、それぞれの方が理解できるようにしておいていただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>分かりました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>実際にシミュレーションまでするのは、縦覧までには間に合わないかもしれませんが、</p>

	<p>貴重なご意見をいただいておりますので、そういった工夫を少し考えていただければと思います。</p>
委員	<p>今のシミュレーションにつきまして、例えば建物の写真でしたらフォトショップ等のビジュアル加工できるソフトで色を変えるだけでも違いますし、ひと手間でもできることもたくさんあると思います。時間がない中でも簡易にできることもあると思いますので、そういった点、ぜひお願いできればと思います。</p>
事務局	<p>ご助言、ありがとうございます。</p>
委員	<p>景観形成基準につきまして、この辺りは悉皆調査をしたのでよく存じておりますが、景観の写真があまりにもひどいと感じております。内容と写真が合っていないところが多数見受けられます。もっと良い写真が撮れるはずなのですが、これは多分、悉皆調査の写真を抜粋して貼っているのかと思うのですが、もっと分かりやすく写真を撮り直すことが大事かと思えます。</p> <p>例えば上から2番目に「里山の山並みや平屋から本2階建てが」と書いてありますが、横の写真は厨子(つし)2階です。基本的に、黒川の伝統的な建物は厨子(つし)2階がほとんどだと思います。本2階というのは新しい建築になりますので、この辺りの文章と写真が整合していないと思います。</p> <p>それから1番下の写真につきましては、外壁の話であるのに蔵の写真になっています。蔵はメインの建築ではなく附属建築になると思いますので、こういうところはメインのしっかりとした建築物の写真を使うべきかと思えます。</p> <p>それと、2ページ目の1番下の給湯器、室外機等の設備機器の写真について、この写真は悪い例のように思います。良い例でしたら、地面に設置して、木製ルーバーで隠すとかがきちんとした景観に配慮したものになります。</p> <p>3ページに石積み等のイメージ写真があるのですが、納得のいかない写真ばかりが載っています。垣・さくの写真はブロック塀ですよね。これも良い例として載っているのか、悪い例で載っているのか分かりません。</p> <p>参考に載せている写真が非常に悪いと思いますので、この辺りは直すべきだと思います。</p>
会長	<p>4ページ以降の写真も良くないですね。屋外広告物等のところも、良い例が載っているのか悪い例が載っているのか、分かりにくいですね。</p>
事務局	<p>分かりました。良い例、悪い例につきまして、表現方法を考えたいと思います。ご指摘の基準に対しての写真につきましても、内容を精査したいと思います。</p>
会長	<p>その他いかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料2に「景観は地域の共有財産である」ということを大前提として入れて欲しいと思います。そして、地域の共有財産である景観を、住民が親しみと愛着を持っており、一度壊されると元には戻らないということを皆さんに認識していただいて、景観のこれからの形成については、今のこの里山景観の文脈を読み取ることが重要であると思います。それは自然景観や、生活文化の景観や、日々変化している景観が今現在の景観を形成しているという認識のもとに、地域景観の文脈を読み取って、景観の価値を共有することが大事だ</p>

事務局	<p>ということが入った方が、皆さんに分かりやすいかと思います。</p> <p>例えば、資料2の20ページに景観形成の基本方針が3つ書かれていまして、山並み景観を保全する、集落景観を保全する、地域と連携し住民に寄り添った景観形成を図るということですが、こういったところに景観は皆さんが愛着と親しみを持っている地域住民の共有財産であるということをお大前提として、里山景観の文脈を読み取り、その価値を共有することが大事であるということがあれば、既存のものとこれからできるものがマッチングしていくのではないかという気がします。</p> <p>以前に里山保全の服部教授とお話させていただいた際にも、里山の重要性、自然景観の重要性というところを住民にアピールして欲しいという話がありまして、ご意見いただきました愛着と親しみを持った共有財産であり、一度壊れてしまったら二度と戻せなくなるという注意喚起のような文面を入れなくてはいけないと思いましたので、検討させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>今、おっしゃられた内容というのは、景観計画の方に書かれている話だと思いますが、ガイドラインはいきなり各論に入ってしまったので、景観の重要性について、ご意見のような内容を、最初の目的のところか、20ページの景観形成の基本方針のところに書いていただけたらと私も思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料2の17ページにビューポイント位置図がありますが、特に黒川は上から見下ろしたりする眺望なので、視点場と視対象はセットで考えて欲しいです。見ている場所だけ示したところで、それでは不十分です。このビューポイント位置図では視点場だけの情報で、そこから見える景観については別のページに写真を載せているから良いではないかと思われていると思いますが、ビューポイント位置図よりか景観資源図にした方が良いかと思います。このビューポイントという視点場からは、良い景観が見られるという情報は分かるのですが、見えている視対象、例えばダリア園はどこかとか、黒川公民館(旧黒川小学校)はどこかとか、駅はどこかとか、ケーブルカーはここから乗れるとか、黒川に来た時に人々がよく行く場所を入れた方が良いと思いますし、ビューポイントから見える範囲である視野を入れておけば、その景観は大切にしないといけないという情報にもなるので、ビューポイント位置図に捉われず、もう少し大きく景観資源図と捉えて図で示す方が良いと思いました。それから資料2の22ページ、景観形成基準につきまして、基準の書き方が建築のプロに向けた書き方になっています。実際に設計をする方がこの基準を読み取って設計し、それをかみ砕いて施主に説明することになると思うのですが、これらを一一つを丁寧に説明することは大事だと思うのですが、その基準の項目の中にはとても大切な項目と、さほど重要でない項目があり、優先順位があると思うのです。この黒川地区の中では、多分、屋根がとても大切になります。黒川は見下ろす景観なので、屋根が非常に目に入ります。</p> <p>屋根の勾配基準に関しまして、住民負担の軽減のために書き方を少し変えましたという話がありましたが、3～5寸という数値基準は住民の負担ではないと思います。特別な勾配を設定している訳ではなく、3～5寸は建物の悉皆調査で得られた結果で、特別な願いではないように思います。逆に3～5寸という基準をなくしてしまうと、イレギュラーな勾配屋根が建築申請された時に拒否することができなくなります。ですから数値基準の3～5寸は入れておいた方が良いと思います。このような山並み景観は、山並みと屋根の</p>

	<p>勾配の一体感がとても大切なので、黒川で今まで見たことのない勾配の屋根が出てくると、思っていた里山景観ではないというような違和感につながってしまいますから、屋根の勾配についてはかなり重要視して欲しいと思います。</p> <p>それから資料2の25ページ、工作物の自動販売機のイメージの写真につきまして、これは良くない例です。この写真なのですが、おそらく明日香村の事例から取ってこられたと思うのですが、囲いが和風であるのが良いと評価されて、かつ自動販売機も良いと書かれていますが、この自動販売機は山並みの写真をプリントした自動販売機でしょうか。広告物も一緒なのですが、周辺を見渡せば本物の里山があるのに、プリントした写真を工作物に貼るといのは違和感があります。ですから、景観の研究者からすると、良くない事例に当たります。</p> <p>もし、自動販売機で良い写真を提示したいのであれば、普通のメーカーの自動販売機で、色の明度と彩度を落した景観に配慮した自動販売機を例として写真に挙げる方が良いでしょう。プリントした写真をわざわざ貼っている自動販売機は良いものではありません。</p> <p>それから26ページの届出対象行為につきまして、「あらかじめ景観に基づく届出が必要です」となっていますが、建築確認申請を出すどのくらい前に出さないといけないかということは明記されないのでしょうか。というのは、届出制度を作っていても、確認申請の届出の直前になって景観の届出が必要であることを知ってドタバタするということがあります。大体この景観形成でうまくいかないのは、事前に守って欲しい景観の基準内容を設計者とうまく協議ができなくて、もう工事に入ってしまったということになりますので、あらかじめが一体どのくらい前なのか、工事着手の何日前なのか、そのような具体的な日にちは書いておく方が良いのではないかと思いました。</p> <p>資料3につきましては、他の委員の方々と同じ意見で、良い写真と悪い写真が分かりにくいということ、私も思っていました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>特に前半の3点、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>まず景観ビューポイント位置図につきまして、視野や、主要な地点がないと分かりにくいのではないかとということについては修正させていただきたいと思っております。ご指摘のあった、各ビューポイントから何が見えるのかが分からないという件に関しましては、18～19ページで各ポイントの写真とそこから何が見えるのかといった特徴を文面で書かせていただいているのですが、そういったことではないのでしょうか。</p>
会長	<p>おそらく地図で一覧できた方が良いということですよ。</p>
委員	<p>位置情報が大事なのです。写真や文字は見れば分かりますけれども、結局、どの範囲まで特に気をつけたら良いのかということ、見えている範囲である視野、どこがとても良い景観であるかということを知らせた方が良いと思うのです。せっかく計画やガイドラインを作るのであれば。</p>
事務局	<p>視野ということですね、分かりました。</p>

委員	<p>特に、住民の方は文字で分かると思うのですが、黒川地区に行ったことのない人、設計者にもそのような方がいらっしゃるかもしれませんので、そのような方にとってはやはり地図で一覧にしてくれた方が分かりやすいです。</p>
事務局	<p>ご助言の通り、地図を修正したいと思います。</p> <p>続きまして屋根の勾配の件につきまして、説明会を何度かさせていただいた中で、数値的な規制に対して抵抗感があるという反応が多くありまして、このような定性的な「勾配」というように書かせていただきました。ご指摘いただきました、背景の里山の稜線等に合わない勾配を防ぐように、稜線に合わせるように努めることとか、そういった表現の仕方は変えられると思うのですが、3～5寸という数値を入れるのはどうかと思っていますので検討させていただきます。</p>
委員	<p>数値基準が厳しいという思い込みがあるような感じがします。</p>
事務局	<p>それはあるかもしれません。</p>
委員	<p>厳しいものではなくて、従来からある家屋は大体3～5寸であり、今まであるものを数字で表現しただけなので、厳しくはないのです。それを、きちんと説明されてはいかがでしょう。定性になると、運用で厳しくなるということはお伝えしておきます。</p>
事務局	<p>一度、検討させていただきます。</p>
会長	<p>資料3の1ページの解説では4寸～5寸と書いていますよね。</p>
事務局	<p>これは現況として書いております。あくまで解説の中で出てきているので、数値上は規定しておりません。</p>
会長	<p>基準の方に数値も入れることも検討していただきたいと思いますので、よろしく願います。</p>
委員	<p>悉皆調査で、3寸～5寸の勾配は今まであるほとんどの農家住宅はその範囲内で、あとは茅葺き住宅の勾配が大きくなっています。我々が一番気になっているのは、フラットルーフで、フラットルーフは根本的にダメだと思うのですが、このような書き方をした場合、設計者から1寸5分でも勾配屋根ですと言われることもありますので、フラットに近い屋根にすることができます。それこそ0.5寸でも勾配屋根であるということを提案してることがあると思います。</p> <p>3寸はしっかり勾配がついていると認識できる一番ゆるい数値だと思います。そういう意味で、ご指摘されていると思うのです。ですから、3寸より小さくなると、私も合わないと感じています。</p>
会長	<p>事務局、ご検討をよろしく願います。</p>

事務局	<p>十分、よく分かりました。運用が苦しくなるという話でしたので、検討させていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、届出をいつ行うかにつきまして、具体的な日数の表現がないということでしたが、これはまだガイドラインの素案ですので、これらを公表する時に、黒川は景観形成重点地区になりますので、条例上、事前協議を着工の60日前、届出を30日前までにするというのが決まっております。ですから、そこを分かりやすく記載したいと思います。</p> <p>自動販売機につきましては、良い写真を検討いたします。</p>
会長	<p>その他、ご意見はありますか。</p> <p>先程、ご意見のありました、景観形成基準の色彩のところ、屋根と外壁を一緒に指定してはいますが、屋根の色彩については特に影響が大きいと思われるので、屋根と外壁は分けておかなくて良いですか。</p>
事務局	<p>色彩の基準に関しましては、既にある景観形成基準で屋根と外壁を一緒に指定しているという経緯がありましたので、それに合わせてという形でさせていただいたのですが、これにつきましても、ご意見をいただいた屋根や外壁の色をシミュレーションさせていただいた上で、検討したいと思います。</p>
会長	<p>よろしくをお願いします。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料2につきまして、気が付いたところをいくつか挙げたいと思います。</p> <p>5ページの黒川を中心としたまちづくり方針について、取組み案の中で自転車の活用、魅力あるハイキング・ウォーキング・サイクリングコースの開発とありますが、この辺りの景観に対する配慮というのが必要だと思います。例えば舗装の仕上げや、里道のようなものができた時に、アスファルトで良いのかとか、もう少し里山に合った色の舗装があると思いますので、考慮していただきたいと思います。</p> <p>それから16ページの黒川公民館(旧黒川小学校)の写真につきまして、景観で言えばこのアングルはありません。この建物は明治時代の良い建物で文化財にもなるようなものという写真ですが、景観的に言えば南側の校舎と一体になったものが景観として重要であるということだと思います。南側の校舎はいつもおろそかにされているのですが、県の景観形成重要指定建造物に指定されているのは南側と北側の校舎が一体となる景観が認められているのであって、この北側校舎の写真はこのような立派な校舎がありますということが良いのですが、景観的には南側と北側の両方の校舎が写った写真を載せるべきではないかと思います。</p> <p>それから3ページの目的のところ、「黒川公民館など、地区ならではの景観を形成する上で重要な建築物等が点在しています」と書いてありますが、この重要な建築物とはどれなのかをしっかりと明記する必要があるかと思います。例えば、茅葺き民家とか、厨子(つし)2階の民家とか、それらがあるのであれば、どこかにきちんと書いておく必要がある</p>

<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>委員</p>	<p>と思います。</p> <p>3ページの重要な建築物につきまして、具体的な建築物を明記した方が良いということでしたので、これは入れたいと思います。</p> <p>5ページの黒川を中心としたまちづくり方針の取組み案の内容につきまして、舗装の仕上げの話でしたが、仕上げの話になりますと、既に公共施設ガイドラインがあります。これは取組み案で実際に事業化されているものではありませんが、事業化された際には、ガイドラインを生かして事業部局と協議していきたいと思います。</p> <p>次に16ページの景観上重要な建造物のところの黒川公民館(旧黒川小学校)の写真につきまして、確かに景観の指定は北棟南棟一体で指定ということになっておりますが、南側から撮影しますと北棟が隠れてしまい、両方の校舎が写っているアングルの良い写真がなかったのもあるのですが、北棟の方が明治期で古いということもあって、このような建物がありますということで北棟の写真を載せた次第であります。景観ビューポイントの方で、南棟を含んだ写真がありますので、少し検討させていただきたいと思います。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>委員</p>	<p>ご指摘のありました舗装等につきまして、公共の道であればこれで良いと思いますが、このような地域では自分の敷地内で道を舗装されたりする可能性も出てくると思います。私に関わった他の地域で生じてしまった案件なのですが、歴史的な道でちょっと草が生えたような未舗装の道であったことがものすごく良かったのに、利便性のために舗装していきいきにその辺りが台無しになってしまったことがありました。ですから、そもそも舗装が良いのかどうかという検討が必要な部分もあるはずで、です。私的な所有地の道についてどうして欲しいのかというガイドラインと、それから舗装しても良いのか舗装しない方が良いのかという判断も必要であるということもぜひ加えておいていただいた方が、ここは未舗装であったから美しかったのということが起こらないようにしていただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>委員</p>	<p>事業化される際は、その件について対応していきたいと思います。</p> <p>今おっしゃった論点は、事業で舗装する場合ではなく、私道を整備する際に舗装してしまったりすると良くないので、舗装に関する制限をガイドラインに入れた方が良いというご意見だったと思います。</p> <p>ビューポイントから見た時に屋根と共に道がすごく見えますので、私有地で私道だからということで舗装してしまわれると、全く違うイメージになってしまうことが生じてしまいますし、普通に歩いている歩行者の視点からでも十分起こり得ます。道というのは決して公共のものだけではありませんし、舗装する面というのは私有地内でも十分起こり得ますので、そういった点についての配慮が何らかの項目で求められている方が良いのではないかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>そういった私道の基準が全く考えられていなかったの、この件についても、景観の条例上多分大丈夫だと思うのですが、舗装に関する基準を盛り込めるかどうかを確認しながら</p>

	<p>ら検討していきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>入れるとすれば、土地・敷地という項目がありますので、そのあたりが良いかと感じます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、その通りだと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>資料2の26ページ、「景観形成の取組み」のページですが、ここではガイドラインを示そうとしているのですが、内容を見るとガイドラインというよりも、都市政策課がやろうとしているようなことを書いている感じになってしまっています。建築物や工作物に対しては、それまでのページに示された基準に則って、民間の活動をコントロールしていくことになると思うのですが、里山と農地の保全については産業振興や農業振興によって景観を維持していかななくてはならないので、都市政策課だけではなく、農政部局も含めた市全体としてどのようなことを行うのかということ、もう少し具体的に書いた方が良いのではないかと思います。</p> <p>このことを申し上げるのは、先程から議論に出てきています反対意見を持つ人にもどのように理解をしてもらうかということに関係しています。今後の縦覧のスケジュールを考えると、縦覧までに今出ている反対意見に対してどう対応するのかというのが最後の課題ではないかと思うのです。ところが、反対者がどこまでこのガイドラインの内容を理解して反対意見を述べているのかということで、疑問なところがあります。アンケートの回答を読みますと資料4の景観形成ガイドライン全般に関する意見のところいくつかの意見がありますが、例えば住民に対してメリットがないとか、景観ガイドラインより道路拡張などの住みやすいまちづくりを優先して欲しいとか、黒川の住民は昔から自然景観を意識して生活してきたので文章化されるとなかなか受け入れにくい、などの理由が書いてあります。しかし、このガイドラインでは、黒川の住みよいまちづくりのために、景観形成のための規制とともに、並行して土地利用計画規制の緩和を行いますとっておりますし、景観の保全と併せて地域の活性化を両方行っていくとしているのですが、それらの活性化のための取組みが住民にうまく伝わっていないのではないかと思います。もちろん資料2の前半部分に書いているのですが、その部分が伝わらずに規制の部分だけが伝わって、規制されるからやめて欲しいという反対意見になっているのではないかと推測されます。ですから、あくまでこれは景観を保全しつつ地域を活性化していく両輪の片方であり、もう片方には活性化の部分があるということを、もう一度反対している方々にきちんと説明する必要があると思いますし、説明の際には観光振興や活性化や農業振興や里山保全の推進も行うということがもう少しガイドラインの中にも分かるように書かれているようにした方が良いのではないかと思います。ですから、26ページの景観形成の取組みのところの記述を充実し、具体的にこういうことを行いますということを書いていただきたいと思います。</p> <p>残された時間の中でできることは、今まで出された意見を踏まえてきちんと基準を書くとともに、もう一度反対をされている方に対して、あくまで保全と活性化の両方を進めていこうとしているということを伝え、活性化をしようとした時に黒川にそぐわないような新たな施設を建てられたら困るのでこのような基準を規定しており、この基準を適用してそのような建築を阻止しようとしているということを説明していただきたいと思います。そして、この規制に関する基準は今ある家屋の形態を明文化したものに過ぎず、従来から</p>

	<p>暮らしてきた方の家屋の改築には影響はないということをきちんと説明し、反対意見をお持ちの方々にもきちんと理解していただいて、縦覧に入っていたいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>おっしゃっていただいた、正にその通りだと思います。反対者に対して、関係部局と連携して一緒に説明に行き、活性化と今回の景観規制が両立して初めて発展していくのだということの説明をもっと丁寧にさせていただきたいと思います。</p> <p>また、26ページの記載記述に関しましては、もう少し具体的に書きたいと思います。</p>
会長	<p>よろしくお願いします。</p> <p>この26ページの記載に関しまして、取組みの主語が市だと思われるのですが、他のところは住民の方側から書かれているのにここだけ違うので、一番上のところに市として以下のように取組んでいきますというような文章を入れて、主語をきちんと書いていただけた方が誤解がないように思います。</p>
事務局	<p>はい、分かりました。</p>
会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>私は建築が専門ではなく法律が専門になりますので、これまでの質問と少し違うことをお聞きしたいのですが、この太陽光発電に関しては、まず前提として、市として太陽光発電に関する条例はあるのでしょうか。ないという前提でよろしいですね。</p>
事務局	<p>市としては持ってありませんが、兵庫県の条例がございます。ただ、この届出制度は対象面積が5,000㎡以上と比較的大規模なものになりますので、黒川地域でこれが適用されるかという、小規模な太陽光発電が乱立するようなおそれがあるということで、それを間接的に景観の制度を使って一定規制していきたいというような制度作りです。</p>
委員	<p>景観の条例等々、太陽光発電を対象とした条例を定めている市町も多々あるのですが、太陽光発電に関する裁判例が全国的に増えていまして、住民の反対運動も増えております。資料3の5ページで下線を引いているところが気になったのですが、「景観法上、設置を禁止することはできません」とありますが、それはその通りなのですが、ここを強調した意味が、法律上禁止されていないので作りたいなら作れということにも読み取れますし、むしろ条例で少なくとも許可制にはできるものをしていないのに、こういった書き方で強調する必要があるのかということが気になりました。</p>
事務局	<p>景観法で太陽光発電を設置できないと認識されて事業ができなかったというトラブルを懸念しまして、景観法ではそもそも設置を禁止する訳ではないけれども、一定周辺の景観を考慮して、太陽光パネル等の色彩を景観に配慮して欲しいということで下線を引いたのですが、そこは消したいと思います。</p>
委員	<p>気になりましたので、お願いします。</p> <p>それから、その続きにある「景観上の手続き」という言葉もどの部分の手続きなのか分かりにくいので、「景観法上、設置を禁止することはできません」というのがどちらの主旨で書いているのか分かりませんので、分かるように明示していただきたいです。</p> <p>それと、ガイドラインは公文書として出てきますので、基準のところは公的な文言に合</p>

	<p>わせていただきたいです。</p>
事務局	<p>はい、承知いたしました。</p>
委員	<p>細かいことで気づいたことにつきましては、ここで審議するようなものではありませんので、メールでさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>他にも細かい文言で気になるところがありましたら、メール等で事務局に伝えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは他にないようなので、進行を事務局の方にお返しいたします</p>
事務局	<p>長時間に渡りまして、慎重なご審議をいただきありがとうございます。次回開催は2月下旬頃に検討しておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>これをもちまして、令和2年度第3回で川西市景観審議会を終了させていただきます。本日はお忙しいところありがとうございました。</p>